

不換銀行券の流通

原 薫

近年、不換銀行券の性質規定やその流通法則の問題をめぐって、さまざまな論争が展開されている。(これらの紹介については、浜野俊一郎「不換銀行券の本質と機能」『経済評論』臨時増刊号、1958. 12などを参照)。本稿は、それらの論争に関連して、不換銀行券の流通についての問題点を、理論的抽象の段階においてではあるが、整理してみようとするものである。

I 不換銀行券の本質規定

不換銀行券は、本質的には「不換紙幣」として規定すべきものであると考えるが、こう規定するについては、兌換銀行券あるいはまた国家紙幣との対比の上で、その特徴をみて行くことが必要であろう。まず兌換銀行券は、貨幣(金)を支払うという銀行の約束をあらわした紙券、銀行の一覧払約束手形としての性質をもつものである(Kapital III 440)。そしてこうした手形が、その支払約束にたいする信頼にもとづいて、支払手段あるいは購買手段として機能し、商品流通を媒介することから、それは信用貨幣としての規定をうけとる。銀行券は「本来の信用貨幣」(Kapital III 436)といわれるように、信用制度にもとづいた流通用具として、商業手形とは異なり、商業流通の領域から出て一般流通に入り、広範に流通する。

しかし不換銀行券は、以上のような兌換銀行券のもつ性質を欠くものといえる。不換銀行券は兌換性を失った銀行券であり、したがって銀行券ではあっても、その発行によって銀行の貨幣支払の義務が生じるものではなく、またそれ自体、支払約束を明示した紙券、債務証書ではない。したがって、不換銀行券は流通手段として機能するとはいえず、それは信用貨幣としての性質をもつものではないといえる。不換銀行券はもちろん、銀行によって発行される。しかしそれは、銀行信用にもとづいて、銀行の手形として、流通するのではない。不換銀行券は、その券面上に鑄貨名であらわ

された金分量を表示した、それ自体無価値な紙券として、「たんなる価値章標」(Kritik 106)あるいは「不換紙幣」の性質をもつものといえる。そして国家紙幣とも、こうした規定からみて、共通の性質をもつ。さらに、それ自体無価値な紙券である不換銀行券は、国家紙幣と同じく強制通用力によってのみ、価値章標として自らを主張しうることになるのであり、したがって一般に流通しうることになる。事実、不換銀行券が一般的に流通する段階においては、それを発行するのは中央銀行であって、不換銀行券の流通の根拠は、法貨としての強制通用力であり、国家が、中央銀行の発行する不換化された銀行券にたいして、法貨としての資格を与えたのだということができよう。

II 不換銀行券の発行と還流

まずこれを兌換銀行券についてみよう。兌換銀行券は手形割引や各種の担保・無担保貸付によって発行され、その手形の満期における支払いや貸付の返済によって還流する。これは全体として、利子生み資本の運動としての性質をもつものである。また兌換銀行券は預金引出によっても発行されるし、機能資本家などの金庫業者としての・あるいはまた利子生み資本の媒介者としての・銀行の役割にもとづいて、その預金形態においても還流が行われる。さらに還流は兌換請求を通じて行われるが、これは銀行券に明示された支払約束の履行を求めることであり、兌換銀行券に特有な還流形態である。銀行券の還流とは、発行され流通に投じられた銀行券が、その発行銀行へ復帰する運動をいうが、このことは同時に、信用貨幣がとる運動の特徴、すなわちその発行・流通・還流・消滅という特徴的な性質をあらわすものである。銀行券は、その銀行の一覧払約束手形として発行されるのであって、その還流は、こうした手形がその発行元へ復帰することである。銀行券の復帰が貸付の返済によってなされ、あるいは預金によ

ってなされたとしても、それは同時に、こうした手形の復帰であり、それによってその銀行券は流通の外部に出て消滅することになる。

次に、不換銀行券の発行や還流は、兌換銀行券の還流に特有な兌換請求の形態を除けば、兌換銀行券と同様な形態をとるものといつてよいであろう。すなわち、不換銀行券においても、手形割引や貸付にもとづいて発行されるのであって、したがってその発行は還流の契機を含むものであり、発行条件は還流の諸条件を規制するといえる。それはまた、兌換銀行券のばあいと同様に、預金を通じて還流する。こうして、不換銀行券の流通においても、発行された銀行券は、ふたたび各種の形態をとって復帰しうるのであって、不換銀行券もこうして伸縮の運動を行うのである。この点、それは、兌換銀行券の運動・伸縮と、形態的には同様である。しかし、兌換銀行券と不換銀行券との、こうした運動形態上の同一性は、決して、不換銀行券にたいして信用貨幣としての性質を与えるものとはいえないであろう。不換銀行券のこうした還流運動の基礎は、不換銀行券が流通内において、支払手段あるいは購買手段として機能することによって、その譲渡が貸付の形態をとってなされること、かくして、その不換銀行券が利子生み資本として機能すること、による。また、不換銀行券が預金を通じて還流するのは、機能資本家などの金庫業者あるいは利子生み資本の媒介者としての銀行の役割にもとづく。こうした運動は、それ自体としては、それが信用貨幣であるか不換紙幣であるかといった、不換銀行券そのものの貨幣性質の如何にはかかわりないものといえる。

さきにみたように、不換銀行券は兌換銀行券とは本質的に異っている。前者は不換紙幣であるが後者は信用貨幣であるという、こうした双方の本質的差異が、発行・還流形態における形式的同一性にもかかわらず、不換銀行券の流通にたいして、兌換銀行券のそれとは異った性質を与えることになるのだと考える。すなわち、後でみるように、不換銀行券の発行においては、兌換銀行券のばあいにおけるような、それ自身の性質に根ざした制限は存在しないのであって、紙券を印刷してはそ

れをいくらでも貸付けうるという、過剰発行の可能性が、不換銀行券の不換紙幣としての本性のうちに含まれているのである。またその収縮においても、手形割引—満期支払、貸付—返済、総じて貸付の結果としての返済という収縮形態を除いては、兌換銀行券が「兌換」の条件にもとづいてそれ自身の減価を、いわゆる過剰発行を防止するような、それ自身の性質に根ざした収縮の契機を含んではない。なお不換銀行券は、手形として銀行へ還流し消滅するのではない。不換銀行券においては、紙券が流通に投じられ価値章標として流通したのであり、還流したことによって、それは価値章標としての性質を失い、ふたたびたんなる紙券化することになる。その還流は、したがって不換銀行券流通量の縮少をあらわす。

次に、国家紙幣の発行と還流とは、兌換銀行券あるいは不換銀行券とも、その形態や性質を全く異にするとみられる。すなわち、国家紙幣は価値章標としての性質をもつものであり、政府によって発行されるが、それは、本来的には、政府による消費の必要にもとづいて支出され、したがってそれ自身に還流の契機を含むものではない。国家紙幣は、それをもってする租税の支払などを通じて還流するが、しかしこうした還流は、流通に投じられたすべての国家紙幣の必然的還流の性質をあらわすものではない。それは流通内部に滞留するようになる。また国家紙幣の還流は、不換銀行券のばあいと同様に、手形の還流という性質をもつものではない。それは、流通の内部で価値章標として機能した紙券が、流通から引上げられることによって価値章標の性質を失い、たんなる紙券化することを意味する。このように、不換銀行券と国家紙幣とは、価値章標あるいは不換紙幣という本質規定からみれば同様であるが、その発行や還流については、それぞれ異った性質をもっている。不換銀行券の本質規定やその流通を明らかにするにさいしても、国家紙幣と対比したこのような同一性と差別性を把握することが必要であろう。価値章標としての双方の同一性から、不換銀行券の本質を国家紙幣として規定するだけで済ますこと、あるいはその反対に、双方の運動上の差異か

ら、不換銀行券は国家紙幣ではなく、それ故に不換紙幣ではなく、かくしてその反対物である信用貨幣として規定されるべきであるとする事、これらはいづれも、不換銀行券を理解するうえにおいて、不充足さをまぬがれないであろう。

III 不換銀行券の「流通法則」

不換銀行券の発行・還流の諸形態については、以上にみたようであるが、次に、不換銀行券の流通の特徴について、あるいはまたそれがよってたつ流通法則についてみよう。まず金貨幣の流通は、周知のように、いわゆる貨幣流通の法則にしたがう。すなわちそれは、商品流通に順応するものである。商品の価格は商品価値、金価値および需給関係によって決定されるが、金の流通量は、それが実現すべきこれら商品価格総額によって、したがって商品流通の必要によって規定され、その流通速度も商品流通の諸条件によって規制される (Kritik 93~98; Kapital I 122~129)。次に、兌換銀行券の流通も、こうした貨幣流通の法則の支配をうける。それは商品流通の諸条件によって規制されるのであって、取引の必要に応じて需要、発行され、それにとって過剰な銀行券は発行銀行へ還流する (Kapital III 567~569)。兌換銀行券のこうした流通法則の規定は、兌換銀行券それ自身の性質から導かれたものといえる。すなわち、兌換銀行券がかかるものとして存在する以上、それは何時でも、それ自身が表示する金分量と兌換しうるものであって、したがって、こうした信用貨幣としての兌換銀行券の流通は、商品価格の決定にたいして何ら新たな要因を附加するものではない。またこうして決定された商品価格の実現のために、それに必要な金分量が登場するのと全く同じ性質をもって、その金分量をあらわす兌換銀行が登場するのであり、こうして兌換銀行券の流通量は、流通すべき金分量をそのまま代位したものであるといえる。

これにたいして、不換銀行券は、不換紙幣=たんなる価値章標としてのその性質の故に、「紙幣流通の独自の1法則——ein spezifisches Gesetz der Papierzirkulation——」の支配をうけるようになる。すなわち、「紙幣流通の独自の1法則

は、金にたいする紙幣の代表関係からのみ生じうる。そしてこの法則は、たんに、紙幣の発行はそれによって象徴的に表示される金(または銀)が現実に流通せざるをえない量に限定されるべきだということ、これである」(Kapital I 133)。「無価値の表章が価値章標であるのは、ただそれが流通過程の内部で金の代理をするかぎりだけのことであり、そしてそれが金の代理をするのは、ただ金自体が鑄貨として流通過程にはいりこむであろうかぎりだけのことである」(Kritik 110)。「……紙券の数量はそれが流通内で代理する金貨幣の数量によって規定され、そして紙券は金貨幣を代理するかぎりだけ価値章標であるのだから、紙券の価値はたんに紙券の数量によって規定される」(Kritik 111)。「……ひとたび流通にはいった紙幣は、そこからなげだされることはありえない。なぜなら、その国の境界標がその進路をさまたげるとともに、流通のそとでは、紙幣はすべての価値を、使用価値をも交換価値をもうしなうからである。紙幣は、その機能上の定在からはなれると、なんらの価値もない紙屑と化する」(Kritik 112)。

これらの規定は、価値章標の本質から導かれた、その流通の基本的な規定であるといえる。なおここで展開された貨幣の分析は、簡単な商品流通の段階において、「……諸商品の交換から直接に発生する貨幣諸形態だけを問題」(Krtik 50~52)としており、したがって信用貨幣およびその分析の後にはじめて問題となりうる不換銀行券の分析も当然除かれている。そして価値章標の流通法則についても、その完成された形態としての国家紙幣を例として、展開されている。しかし、この流通法則の諸規定はまた、不換銀行券の流通にたいしても、価値章標としてのその性質から、基本的に妥当するものと考えられる。

さて問題は、こうした基本的な諸規定が、不換銀行券の流通にたいして如何に適用さるべきか、あるいはまた、この価値章標の流通の基本的な法則が、不換銀行券の流通において如何に貫かれて行くか、という点であろう。すなわち、端的に言えば、これらの規定は、不換銀行券の流通が、貨幣流通の法則に示されるような商品流通に順応し

た運動をなすことを、如何なるばあいにも決定的に排除するかどうか、という点である。従来の説明が多くそうであったように、不換銀行券は紙幣の流通法則にしたがうと規定するだけでは、問題を進めるのに少しも役立たないであろう。

さきに不換銀行券の発行・還流についてみたように、不換銀行券も流通内外への伸縮運動を行うといえるのであるが、ここではこれを商品流通との関連においてみることにする。まず諸個人の段階において、不換銀行券の流通をみるならば、諸個人による不換銀行券の取得は、商品販売によるか貸付を受けるかのいづれにもとづくものといえる。不換銀行券はそれ自体無価値な紙券にすぎないものであっても、諸個人はそれを無償で取得することはできない。まず商品販売 $W-G$ のばあいにおいて、商品価格を実現した貨幣形態が、不換銀行券であっても、あるいは金や兌換銀行券であっても、一応事態に変化は生じない。 $W-G$ の結果取得した不換銀行券は、商品の価格を実現したのものとしての価値章標である。販売者にとっては価値物(一定の労働の生産物)と交換に取得したのであって、それは個々人の必要にもとづいて使用される。そして、これらの諸条件によって、不換銀行券の流通速度が規制される。また不換銀行券で貸付をうけた諸個人にとっては、それは貸付契約期間後に利子を加えて返済を行わねばならないものである。したがって貸付をうけるのは、原則として、事業上の必要にもとづき、その必要が終れば返済される。こうして諸個人の段階でみるならば、不換銀行券の流通は、全く個々人の必要によって規制されている、ということが出来る。

次に、社会的観点から不換銀行券の流通をみよう。貨幣流通の諸問題の全面的な把握は、社会的な観点から考察するときはじめに可能になる。発券銀行による新規貸付の問題はさしあたり考慮しないことにするが、このばあい、流通内にある不換銀行券は、満期手形の支払や貸付の返済を通じて流通から引上げられないかぎり、流通内に止まるとみられる。金流通のばあいには、この他、蓄蔵貨幣化を通じて流通外に流出しうるのであるが、不換銀行券は直接こうした形態で流通外に出て行

くことはできない。すなわち、不換銀行券が価値章標でありうるのは、流通過程の内部においてのみであり、流通の外部においてはたんなる紙券にすぎないものとなるからである。流通に投じられた不換銀行券は、個々人にとって過剰な部分は預金化されて利子生み資本に転化されるが、それは銀行に止まっておらずにふたたび貸出されて、社会的には現実に機能しつつあり、ただ市中銀行の預金(準備金)や政府預金などとして、その発行銀行である中央銀行へ復帰した不換銀行券部分のみが、預金を通じて流通の外部へ出ることになる。しかしこの不換銀行券の収縮部分は、今や預金形態で存在するのであって、形態上の変化のみで預金貨幣として機能しうることになるのである。こうして不換銀行券は、それが発行銀行への返済に用いられて絶対的に消滅しないかぎり、流通内部において種々の形態をとって存在し続けるであろう。だがこのことから直ちに、不換銀行券の流通量が全体として商品流通にたいし能動的に作用し、貨幣的要因による物価騰貴を引起すものと結論づけることはできない。流通内にある不換銀行券は、たえず購買手段として機能し続けるのではない。その流通を規制するものは商品流通の諸条件であるといえる。仮に商品流通が縮小したとしても、流通内における不換銀行券の存在は、それ自体としては、一般的物価騰貴として反作用するものではなく、全体として流通速度の緩慢化、したがってまた預金形態の増加というように動くであろう。部分的には、発行銀行への預金や返済を通じて、不換銀行券流通量が収縮するようになる。またこのばあいの預金の増加は、利子率を低落せしめ、貸付の増加を促進する役割を果す。しかしその貸付にたいする需要は、再生産の諸状態によって規制されるであろう。さらに、中央銀行による貸付の問題を除外するならば、そこにおける購買力の性質は、 $W-G$ の結果としての G であり、あるいは貸付によって与えられた購買力であるが、後者のばあいであっても、結局他者による $W-G$ の結果の G にもとづくものである。もちろん信用創造をはじめとする信用制度の諸作用を考慮しなければならぬ。しかしこうした流通内部における諸

操作によって形成された購買力は、個々の借手の購買力の増大として作用し、特定諸商品の価格騰貴を生ぜしめるとしても、それは一般的な物価騰貴に、かくして紙幣減価として規定されるべき物価騰貴をもたらし要因とはならないであろう。いずれにせよ、不換銀行券の流通においても、それが流通内部の諸要因によって規制されるのであるかぎり、その流通は商品流通に、かくして生産の諸条件に順応するものであるとみてよいであろう。

IV 不換銀行券流通下における物価騰貴

まず、金鑄貨の流通における商品価格騰貴の要因としては、商品価値の増加、金価値の減少、価格の度量標準の引下げ、需給関係などがあげられる。現実の価格騰貴は、これらの要因が複合してあらわれるのであるが、金は、それ自身の価値減少によるほかは、商品価格の騰貴にたいして作用しない。また兌換銀行券の流通における商品価格騰貴も、金鑄貨の流通のばあいと同様な原因によって生じるのであって、そのさいの価格騰貴の性質に、新しい要因を加えることはできない。兌換銀行券がかかるものとして存在する以上、それ自身がより少ない金量しか兌換しえなくなることで、したがって兌換銀行券の減価という事態は生じえないのである。したがってまた、銀行の信用供与にもとづく価格騰貴も、購買力の増大による、したがって需要の増大による価格騰貴として規定すべきであると考え。このばあいには、まず需要の増大によって特定商品の価格が騰貴し、そして騰貴した商品価格の実現のために、兌換銀行券流通量の増加が必要とされるということになる。これは、金鑄貨流通のばあいと全く変りがない。

これにたいして、不換銀行券の流通下における物価騰貴には、以上にみた諸要因(金鑄貨流通における物価騰貴の諸要因)のほかに、不換銀行券そのものの性質——不換紙幣、価値章標としての——からくる要因が加わる。すなわち「……紙券の数量の増減——紙券が排他的流通手段をなしているばあいの——にともなう諸商品価格の騰落は、流通する金の量は諸商品の価格によって、流通する価値章標の数量はそれが流通で代理する金鑄貨の数量によって規定されているという法則が外部

から機械的にやぶられたばあいに、流通過程が強力的になしとげるところの、この法則の貫徹にはほかならない」(Kritik 113~114)。かかる「物価の騰貴は、それにかわって価値章標が流通しようとする金の分量とこの価値章標とを強制的に等置する流通過程の反作用にはほかならないであろう」(Kritik 112)。また「価値章標の流通では、現実の貨幣流通のすべての法則が転倒しきかだちしてあらわれる。金は価値をもつがゆえに流通するのに、紙幣は流通するがゆえに価値をもつ。商品の交換価値があたえられておれば、流通する金の量はそれ自体の価値に左右されるのに、紙幣の価値は流通するその数量に左右される。流通する金の量は商品の価格の騰落につれて増減するのに、商品の価格は流通する紙幣の数量の変動につれて騰落するようにみえる」(Kritik 114)。すなわち、価値章標の性質から導かれる独自の流通法則が、このような物価騰貴としてあらわれるのである。これは同時に、インフレーションの本質的規定をなすものである。

ここで問題なのは、価値章標に独自の減価の法則が、不換銀行券の流通において如何に貫徹して行くかという点の考察であり、そしてその減価のあらわれである物価騰貴が波及して行く過程を、具体的にみることであると考えるが、これは非常に困難である。このような物価騰貴は、さきにもみたように、不換銀行券の発行者としての中央銀行による流通へのその新たな投入の問題が導入されなければ、生じるものではないであろう。すなわち、不換銀行券の減価にもとづく物価騰貴の契機をなすのは、その発券銀行による追加的購買力の創造、したがってまた不換銀行券の流通内への新たな投入、であると考え。こうした流通の外部からの投入——この可能性は不換銀行券それ自身の性質のなかに含まれている——を契機として、はじめて、不換銀行券がよってたつ紙幣流通の独自の法則が現実に作用し、不換銀行券の流通を規制するようになり、不換銀行券の減価とそのあらわれである物価騰貴を引起するのである。したがって、こうした物価騰貴の分析にさいしては、中央銀行による貸付についての考察が必要となってく

るのであるが、このばあいまず必要なことは、物価騰貴が一般に需要増大の結果してあらわれることから、この「需要」の性質を明確にし、需給関係にもとづく物価騰貴と紙幣減価(価格の度量標準の事実上の引下げ)にもとづく物価騰貴との関係あるいは双方の区別を明らかにすることであり、他方においては、中央銀行のあらゆる信用供与が貸付によって行われることから、この「貸付」の性質を明らかにすること、であると考え。

追加的購買力の創造となり、紙幣減価性質の物価騰貴を引起すか否かの観点から、中央銀行による貸付形態を分類するならば、基本的には次のようになるであろう。(1)政府支出に典型的にあらわれるような消費支出にたいする貸付。(2)生産的投資にたいする貸付。(3)たんなる流通手段の供給としての貸付。以下これらの貸付の特徴について検討しよう。

まず、消費支出にたいする貸付として、政府にたいする中央銀行の信用供与のばあいについてみよう。これは従来、インフレーションの典型的な原因をなすものであるが、この貸付によって得られた政府の購買力は全く追加的な性質をもつ。この需要は、租税収入や民間借入によって流通内から引上げられた購買手段(不換銀行券)をもってする需要のように、 $W-G$ の結果としての G を取得した政府が、他者の $G-W$ を代行するという性質をもつものでもなければ、金貨幣のような等価物をもってする需要でもない。こうした政府の需要は、中央銀行の信用供与(しかも不換銀行券の発行を背景とする信用供与)がなければ生じえなかった性質のものである。したがって、この需要の結果、商品価格の騰貴が生じたとすれば、それは、不換銀行券の流通内への追加的投入によって、価値章標の減価が引起されたものとして、規定さるべきであろう。現実には、政府の需要増加が商品価格を騰貴せしめ、その支払にさいしはじめて紙幣の増発が行われ、あるいは預金貨幣の決済によって、直接紙幣増発となってあらわれたいかとも知れないが、これらの操作は、物価騰貴の性質に何らの変更を加えるものではない。なおこうした物価騰貴の性質を、たんなる需給関係にもとづくも

のとして規定するならば、その物価騰貴に応じて当然流通に必要な金量も増加するとみるべきであるし、したがってまた、その価格実現のために流入する紙幣も、流通必要金量が増加した以上過剰ではなく、減価しはしない。こうして、この物価騰貴は、紙幣の減価性質のものとはいわれなくなるであろう。物価の騰貴は、政府需要が向けられた特定の産業部門による、生産手段や労働力にたいする需要増加の過程を通じて、波及して行くであろう。これは、流通外からする紙券の追加的投入にたいする流通過程の反作用が一般化して行くことをあらわしており、したがってまた、紙幣の減価法則が貫いて行くことをあらわしていると考え。これらの騰貴の波及は一定限度に達すると、急速に進行し、一般的物価騰貴をもたらすであろうが、しかしその騰貴は紙券価値の事実的累進的減少という性質をもつものであって、現実的には、政府支出の必要に応じた需要の変動や個々の商品の需給関係のたえざる変動を通じて実現されて行くものであるから、そこには紙券の減価以外の騰貴諸要因が複合して作用し、個別商品毎の条件によって騰貴に凸凹が生じることになる。

もちろん、以上のような物価騰貴の発現は、その需要自体の規模によって制約される。他方ではまた、こうした需要が、必ずしも商品価格の騰貴を引起さないばあいもあろう。これは、商品在庫や生産能力の状態から、供給条件が速やかに需要増大に応じられることによるとみられるが、政府の需要増大は生産拡張、供給増加を促進し、商品流通量を増大せしめるように作用し、これらの条件は価格騰貴を抑えるように作用する。しかしこれらは、紙幣減価にたいして反対に作用する条件としての性質をもつものにすぎないであろう。生産・流通の拡張の契機をなす政府の需要は、流通内部から形成された性質のものではなく、あくまでも流通外部からの紙幣投入の性質をもった追加的需要である。それは、原材料や労働力にたいする需要増大を通じて、各生産部面の供給増大による抑制作用にもかかわらず、波及して行くであろう。その騰貴の進行はこうして緩慢化されても、結局紙券減価の法則は貫徹し、一般的物価騰貴に

波及せざるをえないものと考え。

以上みたように、政府によるこうした追加的需要は、 $W-G$ なき $G-W$ であり、しかもその購買手段は流通にとって全くの追加的な紙券の性質をもち、それを流通に投じては W を上げるのみで、供給 $W-G$ は全く生じない。そしてこの操作が大きな規模をもって遂行されれば、物価騰貴は急速に進行し、一方では生産力の減退の結果としての商品価値の増大が、その騰貴に拍車をかける。そしてこれは、騰貴した商品購入のためにさらに多くの購買力が造出されざるをえなくなることによって、ますます促進されよう。

次に、生産的資本投下にたいする貸付についてみよう。このさいの需要の性質が、紙券の流通への追加的投入という性質をもった需要であることは、さきの政府支出のばあいと同様である。ただ異なる点は、それが消費支出ではなく、生産への投資であり、したがって、生産過程が順調に遂行されれば、供給 $W-G$ によって補われうることである。しかしこの資本投下による、生産手段や労働力にたいする需要は、あくまでも政府支出のばあいと同様な追加的購買力であって、こうした需要の性質は、紙幣の減価性質をもった物価騰貴を起さしめるように作用するであろう。次に生産遂行の結果生じる供給 $W-G$ の影響をみよう。この結果、その資本投下が行われた特定生産部面の商品供給が増大し、それらの商品価格の騰貴は抑えられるであろう。なおその資本投下が生産手段生産部門にたいしてなされたならば、新たに生産された生産手段は、各生産部門の価格騰貴を抑えるよう作用し、さらに各部門の生産力を高めて商品価値を減少せしめるようにも作用するであろう。またそれが消費手段生産部門に投下され、生活必需品の生産に用いられるならば、結局労賃の騰貴を押えるように作用するであろう。こうして生産的資本投下のさいには、後からの供給の増大をはじめ各種の要因が作用して、物価騰貴の波及が緩慢化するであろうし(もちろんその追加的購

買力の規模の大きさによって制約されるが)、あるいは紙幣減価が潜在化するかも知れない。したがって、このばあいにおける物価騰貴は、個々の特定商品の価格騰貴に止まって一般化せず、したがってたんなる需給関係にもとづく騰貴にすぎないような現象を呈することもあろうが、その原因は、あくまで追加的購買力の創造にあるのであって、その紙券減価性質の物価騰貴の契機は、商品流通の過程のうちで消滅してしまうものではないとみるべきであろう。

最後に、流通手段の供給のばあいについてみよう。これは、商品流通にとって、したがってまた再成産過程の進行にとって必要な媒介手段の需要をみたすためのものであり、商品流通を媒介するものとしての流通手段の供給であって、この貨幣は $W-G-W$ の G としての性質をもつものである。例えば、 $W-G$ を見越して $G-W$ を先取りして行うための G 、手形債務などの支払いのために当面必要な支払手段、手形債権を貨幣形態に転化する必要から要求される手形割引の G などの需要は、基本的には全く商品流通の内的必要にもとづくものであって、機能を果せば直ちに還流し収縮する性質のものである。したがってこれらを媒介するための貸出増加は、追加購買力の創造という性質はもたず、したがって紙券の減価にもとづく一般的物価騰貴の原因とはならないとみられる。

おわりに、以上、不換銀行券の流通法則やその減価の諸問題について概説したのであるが、これらはむしろ、問題提起といった性質のものである。より詳細な分析や論じられねばならない多くの問題点も、紙幣の関係から省かれており、またこれに関連したさまざまな論争について触れる余裕もなかった。不換銀行券流通下におけるその流通法則や銀行による前貸の問題、紙幣流通に特有な物価騰貴やインフレーションなどの解明は、さらにより具体的に、そして現実的な事実の分析を通して、行われねばならないと考える。